

女性活躍推進法行動計画

女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行い、次のように行動計画を策定します。

●行動期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

●当法人の課題

- ・労働者の女性の占める割合が約71%であるのに比べ、女性の管理職割合が低い。
- ・女性の育児休業の取得はほぼ100%であるが、男性の育児休業者がいない。

●目標①

【次長職以上の女性職の割合を50%とする。】

<取り組み内容>

- 令和2年4月～ 法人内で育成体制の検討。
- 令和2年4月～ 対象職員は管理職育成のための研修を受講する。
- 令和3年3月～ 人事考課評価の適正な活用を進める。

●目標②

【育児休業を取得する男性職員を1名以上とする。】

<取り組み内容>

- 令和2年4月～ 制度についての積極的な周知を図る。
- 令和3年3月～ 家庭環境に応じた適切なアドバイスができる体制作りの検討。

令和2年4月1日

社会福祉法人村上岩船福祉会